

法 学 第 87 号  
平成 28 年 4 月 18 日

各 私 立 学 校 長  
各 私 立 専 修 学 校 長  
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化における教育関係  
部局等との連携について

のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、相談等がある場合は、岩手県保健福祉部子ども子育て支援課へ直接お問い合わせくださいますようお願いします。

【岩手県保健福祉部子ども子育て支援課】

019-629-5461

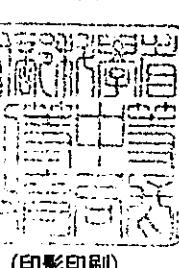
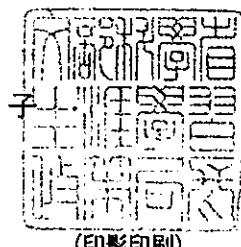
【担当】私学振興担当 中村  
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049  
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp



27文科生第883号  
平成28年4月1日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市教育委員会教育長  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社  
を所管する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
殿

文部科学省生涯学習政策局長  
有 松 育



ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化における  
教育関係部局等との連携について（通知）

ひとり親家庭支援については、平成27年12月に決定した「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）において、ひとり親の生活支援のみならず子供の学びの支援も含めた総合的な対策が取りまとめられたところです（別添1）。

ひとり親家庭支援については、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかひとり親家庭に知られておらず、支援策が十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難





な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていないという課題があることから、「すくすくサポート・プロジェクト」において、ひとり親家庭の相談窓口に、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整えることとされました（別添1、2）。

ひとり親家庭に対する総合的・包括的な支援を行う上で、教育に関する相談についても教育関係機関を通じて適切に支援につなげる体制を整えることが必要であることから、平成28年4月1日に厚生労働省より発出されたひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化に関する通知（「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について」の一部改正について）（別添3））及び「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」の一部改正について（別添4））においても、地方公共団体でのひとり親家庭の相談窓口の実施における教育委員会をはじめとする教育関係部局や学校関係者との適切な連携・協力が必要とされています。

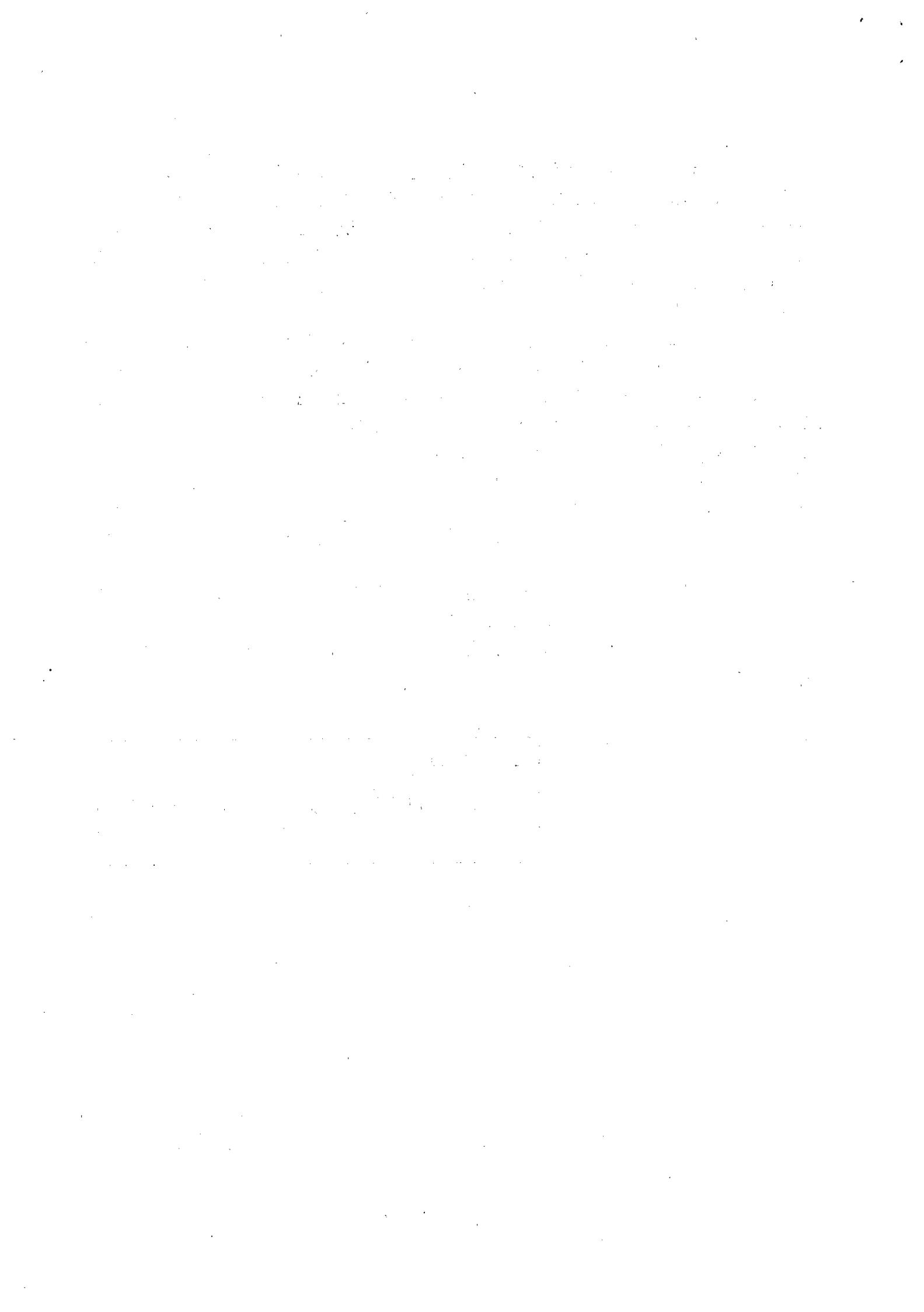
については、貴職におかれでは、以上の趣旨を踏まえてひとり親家庭の相談窓口担当部局等と積極的に連携・協力いただくとともに、所管又は所轄の学校（専修学校及び各種学校を含む。）、域内の市町村教育委員会及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

【本件担当】

生涯学習政策局

参事官（連携推進・地域政策担当）付企画係

03-5253-4111（内線3406）



## すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（抄）

平成27年12月21日

子どもの貧困対策会議決定

### II ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

#### 1 支援につながる

- ひとり親家庭支援については、現在でも、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられている。
 

しかし、現在は、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていない、といった課題がある。
- このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、窓口における相談支援の水準の向上を図り、個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求められている。

#### ① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。
- 毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。これにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローすることを可能とする。
- また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、確実に必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化を図る。

### 3 学びを応援

- 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保するとともに、親の学び直しを支援することも必要である。
- また、全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境の整備を図ることが必要である。

#### ① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

- 多子世帯・低所得世帯の負担軽減等、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。
- 就学援助制度の周知方法や認定基準等を一覧できる「就学援助ポータルサイト」の整備により、必要な家庭が就学援助を受けられるよう、各市町村のきめ細やかな広報等を促進する。
- フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援の在り方等に関するモデル事業を実施し、総合的な検討を進める。
- 高校生等奨学給付金について、学年進行で着実に事業を実施し、非課税世帯の給付額の増額を図る。
- 大学等奨学金事業について、無利子奨学金の貸与人員を増員し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進める。また、ひとり親家庭・多子世帯に対し、重点的な支援を行う。
- 各大学等における授業料減免への支援を充実させる。
- 専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、効果的な支援の在り方等に関する実証研究を行う。

#### (KPI)

- ・ 理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合（60.4%（平成22年）、理想の子供数が3人以上の方の場合は71.1%）を低下させる。
- ・ 子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合（39.1%（平成24年度））を低下させる。
- ・ 入学時や進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合（入学時61.0%、進級時61.9%（平成26年度））を高める。
- ・ 高校生等奨学給付金事業について、高校生等における経済的理由による中途退学者数を減少させる。
- ・ 大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）について、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

## ② 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業において、高校生に対する中退防止の取組強化を行うとともに、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の取組を強化する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。

## ③ ひとり親家庭の子どもの学習支援

- 平成27年度からひとり親家庭の親を対象に実施している高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※）について、平成28年度から事業の対象にひとり親家庭の子どもを追加する。

※合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給。

## ④ 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供を対象とした学習支援

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身についていない中学生等に対して、大学生や元教員等地域住民の協力やICTの活用等による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、平成28年度から新たに高校生へ対象を広げる。
- ICT関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築し、地域未来塾における取組も含め、ICTを活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

(KPI)

- ・ 可能な限り早期に「地域未来塾」を5,000中学校区で実施する。

## ⑤ ひとり親への生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を新たに実施する。
- また、ひとり親家庭等生活支援事業については、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ 2 万人とする。
- ・ 平成 31 年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間 5 千人とする。(平成 27 年度より新規開始事業のため、実績なし)

**⑥ 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外**

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する(平成 27 年 10 月から実施)。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

**⑦ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応**

- 「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、スクールカウンセラーについても、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約 1 万人(予算ベース))に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500 校)に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等(283 チーム)を増加させる。

**⑧ 教育環境等の整備**

- 家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。
- 義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学について、設置促進を図る。
- 公立高等学校等では、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフの配置充実のための支援を実施するとともに、定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施する。

- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進する。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備する。
- 全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実させる。
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」による支援、学生生活を経済的に支援する「学生センター制度」による支援を実施する。

(KPI)

- ・ 貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する。
- ・ 全ての都道府県に夜間中学を設置する。
- ・ 第2期教育振興基本計画期間中に、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大する。
- ・ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する。
- ・ 平成31年度までに、公立小学校区（2万か所）で厚生労働省の放課後児童クラブと一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施する。
- ・ 青少年の「自立する」力応援プロジェクトについて、アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る。

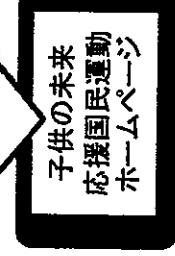


# 自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備

ひとり親家庭

新 スマートフォン等で  
支援情報ポータルサイトに  
アクセス可能に



新 窓口の愛称・  
ロゴマークを設定

生活困窮者自立支援制度の  
相談窓口  
(福祉事務所設置自治体の窓口  
(直営)又は民間団体(委託))

協力

離婚届、転入届  
保育園の手続き  
児童扶養手当等の窓口

新 支援ナビを配布  
ひとり親窓口に誘導

新 携帯メールを活用した  
双向型の支援

新 生活困窮者自立支援制度の  
相談窓口

(福祉事務所設置自治体の窓口  
(直営)又は民間団体(委託))

協力

こともすぐスクエア  
(支援相談窓口)  
(福祉事務所設置自治体の相談窓口)

新 相談員が  
寄り添い型支援

母子・父子 就業支援 専門員  
自立支援員 (活動マニュアルの作成等)  
※NPO法人等の民間団体への一部委託も可

新 集中的な相談体制の整備  
児童扶養手当の現況届の  
時期(8月)等に集中的に相談

○来所相談予約の申込み ○支援情報の定期的な配信  
(ひとり親→行政)  
(行政→ひとり親)



関係機関等

ハローワーク

母子家庭等就業・自立  
支援センター

教育関係部局

弁護士等

公営住宅担当部局

UR、民間賃貸事業者

婦人相談所  
婦人保護施設  
母子生活支援施設等

子育て世代  
包括支援センター

保育所等担当部局

NPO法人  
社会福祉法人等

基 準2

※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。



雇児発 0401 第 29 号  
平成 28 年 4 月 1 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公印省略 )

「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について」の一部改正について

標記については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について」(平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 14 号本職通知。以下「本職通知」という。)により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対し、この旨周知されるようお願いする。

新	旧
<p>雇児発 0930 第 14 号 平成 26 年 9 月 30 日 一部改正 雇児発 0401 第 29 号 平成 28 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 ( 公印省略 )</p>	<p>雇児発 0618001 号 平成 15 年 6 月 18 日 一部改正 雇児発 0930 第 14 号 平成 26 年 9 月 30 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 ( 公印省略 )</p>
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について</p>

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)により母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)が改正され、「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されたことに伴い、母子・父子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、通知する。なお、この通知は、平成 26 年 10 月 1 日より適用し、平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」は廃止する。

都道府県知事におかれましては、貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

	新	(別紙)	日	
第1 設置趣旨	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱		
第2 職務の範囲等	(略)	第1 設置趣旨 (略)	第2 職務の範囲等 (略)	第3 相談の種類
第3 相談の種類	母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。	母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。	母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。	母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。
第4 職務の分担	(略)	(1) (略) (2) (略) (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援	(1) (略) (2) (略) (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援	(1) (略) (2) (略) (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援
第5 関係機関との連携	母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員、学校関係者、	ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困難に関する相談支援等	ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困難に関する相談支援等	ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困難に関する相談支援等
第5 関係機関との連携	第5 関係機関との連携	イ 福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携・調整	イ 福祉、保健、医療等の関係機関との連携・調整	イ 福祉、保健、医療等の関係機関との連携・調整
第5 関係機関との連携	第5 関係機関との連携	第4 職務の分担 (略)	第4 職務の分担 (略)	第5 関係機関との連携
第5 関係機関との連携	第5 関係機関との連携	第3 相談の種類	第3 相談の種類	第5 関係機関との連携
第5 関係機関との連携	第5 関係機関との連携	第2 職務の範囲等 (略)	第2 職務の範囲等 (略)	第5 関係機関との連携
第5 関係機関との連携	第5 関係機関との連携	第1 設置趣旨 (略)	第1 設置趣旨 (略)	第5 関係機関との連携
第5 関係機関との連携	第5 関係機関との連携	母子・父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱	母子・父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱	第5 関係機関との連携

婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、NPO等の協力を得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。

連携を図るものとする。

第6 その他  
(略)

第6 その他  
(略)

改正後全文

雇児発 0930 第 14 号

平成 26 年 9 月 30 日

一部改正 雇児発 0401 第 29 号

平成 28 年 4 月 1 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

( 公印省略 )

母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）により母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）が改正され、「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されたことに伴い、母子・父子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、通知する。なお、この通知は、平成 26 年 10 月 1 日より適用し、平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」は廃止する。

都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱

### 第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」(以下「母子家庭」という。)及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」(以下「父子家庭」という。)並びに寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援(以下「相談指導等」という。)を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

### 第2 職務の範囲等

- 1 母子・父子自立支援員は、原則として社会福祉法第15条第1項各号に掲げる所員以外の職員として、福祉事務所に置かれ、又は駐在する職員とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条の規定により福祉事務所が行う同条第2号の業務のうち、専門的知識を必要とする事項の相談指導等に協力するものとする。
- 2 母子・父子自立支援員の担当区域は、原則として福祉事務所の管轄区域とする。
- 3 非常勤の母子・父子自立支援員は特別職とする。

### 第3 相談の種類

母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
  - ア 家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談支援
  - イ 住宅、子育て、就業など生活基盤上の諸問題に関する相談支援
  - ウ 異居直後など、地域で安定した生活を営むための精神的支援
  - エ 親子関係、児童の養育に関する諸問題に関する相談支援
  - オ 環境的な原因又は親子の性格に起因するもの等精神的、身体的な問題を抱える者への相談支援
  - カ 自助グループの養成や集団指導
- (2) 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
  - ア 職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供
  - イ 各種制度についての情報提供、就職活動に関する助言・指導
  - ウ 子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導
- (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援
  - ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に関する相談支援等
  - イ 福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携・調整

#### 第4 職務の分担

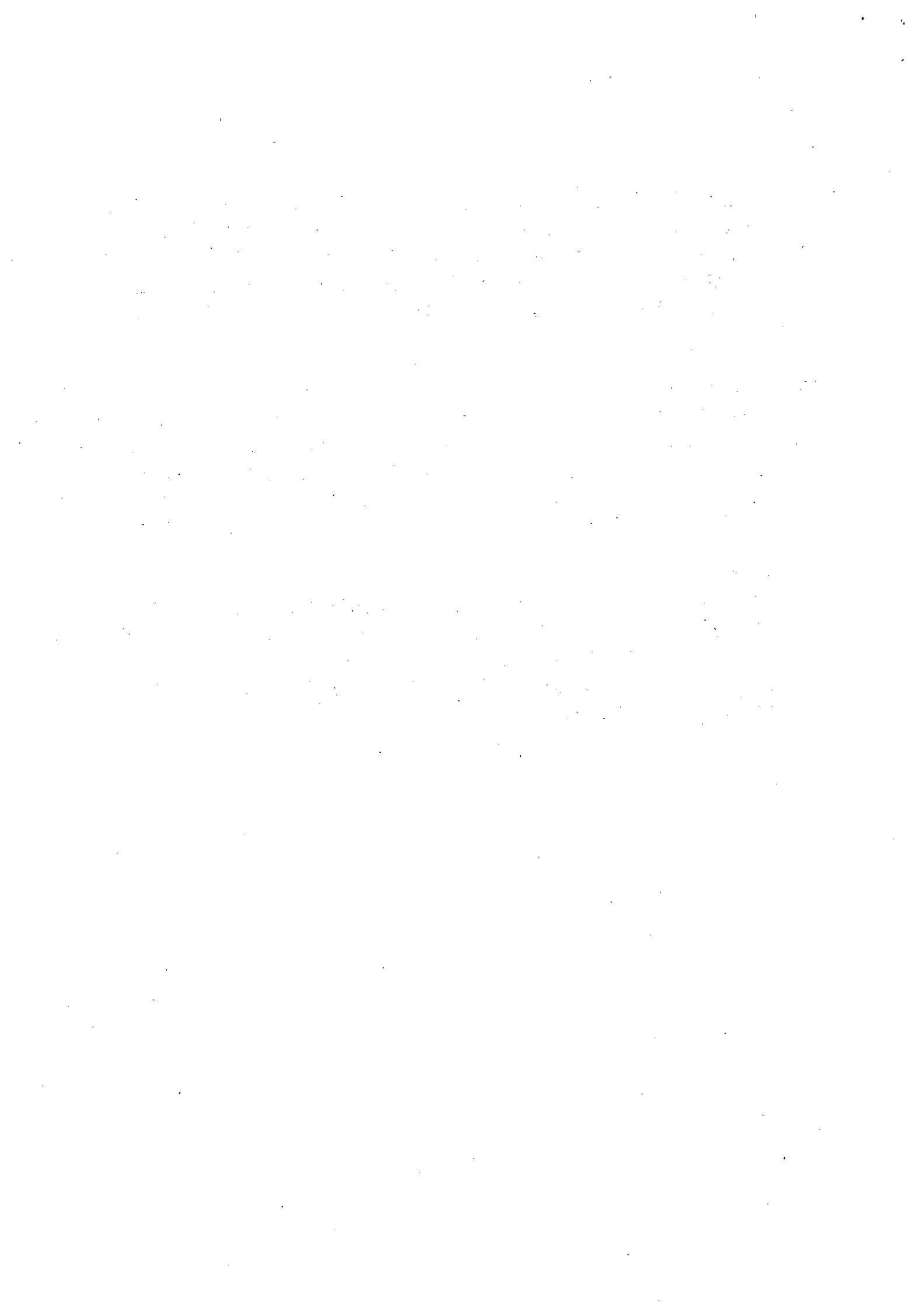
母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金については、ひとり親家庭等の総合的自立支援策の一つとして捉え、母子・父子自立支援員が、経済的支援策として貸付けに関する相談・指導にあたるものとする。ただし、市（指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村の委嘱する母子・父子自立支援員は、母子家庭の母子及び父子家庭の父子並びに寡婦に対しこの資金の貸付けに関する情報を提供するものとする。

#### 第5 関係機関との連携

母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員、学校関係者、婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、N P O等の協力を得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。

#### 第6 その他

母子・父子自立支援員は、相談カード、職務日誌等を備えておくとともに、常日頃からひとり親家庭等の自立を支援するために必要な関連施策等の情報を収集し、知識の習得を図るなど自己研鑽に努めるものとする。また、母子・父子自立支援員を委嘱する都道府県、市及び福祉事務所設置町村は、研修会の開催その他の措置を講ずることにより、その人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。



雇児発 0331 第 17 号  
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市 市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公 印 省 略)

「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の  
強化事業の実施について」の一部改正について

標記について、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号本職通知。以下「本職通知」という。)により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、各都道府県知事におかれでは、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対し、この旨周知されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙「ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

現 行		改正後	
履 员 発 0 3 3 1 第 5 号	履 员 発 0 3 3 1 第 5 号	履 员 発 0 3 3 1 第 5 号	履 员 発 0 3 3 1 第 5 号
平 成 2 6 年 3 月 3 1 日	平 成 2 6 年 3 月 3 1 日	平 成 2 6 年 3 月 3 1 日	平 成 2 6 年 3 月 3 1 日
一部改正	一部改正	一部改正	一部改正
履 员 発 0 9 3 0 第 2 号	履 员 発 0 9 3 0 第 2 号	履 员 発 0 9 3 0 第 2 号	履 员 発 0 9 3 0 第 2 号
平 成 2 6 年 9 月 3 0 日	平 成 2 6 年 9 月 3 0 日	平 成 2 6 年 9 月 3 0 日	平 成 2 6 年 9 月 3 0 日
一部改正	一部改正	一部改正	一部改正
履 员 発 0 3 3 1 第 1 7 号	履 员 発 0 3 3 1 第 1 7 号	履 员 発 0 3 3 1 第 1 7 号	履 员 発 0 3 3 1 第 1 7 号
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日	平 成 2 8 年 3 月 3 1 日	平 成 2 8 年 3 月 3 1 日	平 成 2 8 年 3 月 3 1 日
都道府県知事 殿	都道府県知事 殿	都道府県知事 殿	都道府県知事 殿
各 指定都市市長 殿	各 指定都市市長 殿	各 指定都市市長 殿	各 指定都市市長 殿
中核市市長 殿	中核市市長 殿	中核市市長 殿	中核市市長 殿
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 ( 公 印 省 略 )			
ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業の実施について	ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業の実施について	ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業の実施について	ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業の実施について
標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」 を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図らねばと通知 する。	標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」 を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図らねばと通知 する。	標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」 を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図らねばと通知 する。	標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」 を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図らねばと通知 する。
なお、管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対するは、貴職からこの旨周知されるよ うお願いする。	なお、管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対するは、貴職からこの旨周知されるよ うお願いする。	なお、管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対するは、貴職からこの旨周知されるよ うお願いする。	なお、管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に対するは、貴職からこの旨周知されるよ うお願いする。

	改正後	現 行 (別紙)
1 目的	<p>ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業実施要綱</p> <p>ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業実施要綱</p>	<p>ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居住族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DVなど多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要である。応できる支援メニューが必要であるため、これらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。</p> <p>ひとり親の就業支援については、特に母子家庭の母では、就業率は8割以上と高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことの背景ともなっており、転職やキャリアアップの支援が重要である。</p> <p>他方で、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に児童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、窓口体制が十分ではない現状にある。また、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の相談窓口で相談する機会を得られにくく、という現状もある。</p> <p>このような状況に対応するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談対象の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。</p>

改正後	現 行
<p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関する行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方には地域によつて多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口を、ひとり親家庭への相談窓口を、これまでのように福祉事務所だけではなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、地域でひとり親家庭支援を行っている母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。</p> <p>なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日ににおける窓口での相談の実施やメールでの双方型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。</p> <p>イ 就業支援専門員の業務</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等（①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言・指導を行うこと。</p> <p>（2）就業支援専門員の業務</p> <p>就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等（①教育訓練、求職活動、求職活動、求職活動等）、②教育訓練、求職活動、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に適切な助言・指導等）を専門に行う。そのため、ひとり親家庭への相談窓口を、これまでのように福祉事務所だけではなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、地域でひとり親家庭支援を行っている母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。</p> <p>なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。</p> <p>（3）支援の目標と方法</p> <p>既にパート・アルバイト等の非正規雇用などにより働いているひとり親に対しても、転職やキャリアアップなどにより好条件の就業の実現を目標とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目指すことが想定される。具体的には、例えば、次のようないふな方法により、支援を行うことが想定される。</p> <p>ア 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握</p> <p>支援対象者からの申し出による相談に応じることはもとより、児童扶養手当の手続や離婚の手続の際に、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援ニーズを引き出すことにも努めること。</p> <p>イ 各種の就業支援策の活用</p> <p>就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業、修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等）を把握し、課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせて支援を行うこと。</p> <p>具体的には、母子家庭等就業・自立支援センターの各種事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザースコナー等の各種事業などが考えられる。</p> <p>その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザースコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、関係機関とのチーム支援も積極的に行うこととし、そのためために必要に応じて、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「プログラム策定員」という）、他の機関の担当者等と情報を共有すること。</p> <p>ウ 繼続的な支援の実施</p>	

現行	改正後
<p>就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。</p> <p>また、就業後も支援対象者から相談があつた場合には、継続して相談に応じ、フォローできるようになります。なお、関係部署については適正に管理・保存し、個人情報の取扱いには十分留意すること。</p> <p>エ 地域の関係機関などとの連携の強化</p> <p>就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。</p> <p>特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を行ること。</p> <p>また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施設等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人の拡大を目指す取組を行うこととも望ましい。</p>	<p>(4) 地域の関係機関などとの連携の強化</p> <p>就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努める。また、就業後も支援対象者から相談があつた場合には、継続して相談に応じ、フォローできるようになります。なお、関係部署については適正に管理・保存し、個人情報の取扱いには十分留意すること。</p> <p>(5) ひとり親家庭への支援施策の周知</p> <p>メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行う。</p> <p>ひとり親家庭が多くは、仕事や育児のために相談窓口を直接訪れる機会が限られていると考えられるため、このようないとり親も相談できるようメールでの相談、相談の予約等、インターネットメディアを活用した支援施策の実施に努めること。</p> <p>また、国において作成したひとり親家庭の愛称やロゴマークを積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口の周知を図ることにより、相談窓口へのアクセスの向上に努めること。</p> <p>(2) 集中相談事業</p> <p>ア 実施方針</p> <p>支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげたためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であつても児童扶養手当の現況届の時期特に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。</p> <p>このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保健所担当部局職員、教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所の職員、子育て世代包括支援センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の懸念抱える様々な課題に対応できる集中相談体制を整えること。</p> <p>イ 支援の目標と方法</p> <p>集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられていないひとり親家庭を行政の相談窓口に繋ぐことに重点を置き、集中相談事業終り後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。</p>

	改正後	現 行
ウ 地域の関係機関などとの連携強化	<p>集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努力すること。</p> <p>5～6 勘</p> <p>5 就業支援専門員について</p> <p>(1) 就業支援専門員の選定</p> <p>就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリア・コンサルティングなどの業務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当経験者や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考えられるが、こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして選任者を各自治体において公正に選定すること。</p> <p>(2) 就業支援専門員の業務について</p> <p>就業支援専門員は専任とするなどを原則とし、母子・父子自立支援員との兼務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて母子・父子自立支援プログラム策定事業のプログラム策定員や生活保護の就労支援員等との兼務は可能とするが、その場合には、それぞれの業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。</p> <p>6 国の補助</p> <p>国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	

履児発 0331 第 5 号  
平成 26 年 3 月 31 日  
一部改正 履児発 0930 第 2 号  
平成 26 年 9 月 30 日  
一部改正 履児発 0331 第 17 号  
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

ひとり親家庭への総合的な支援のための  
相談窓口の強化事業の実施について

標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

(別紙)

## ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱

### 1 目的

ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。

とりわけ、ひとり親、特に母子家庭の母は、就業率は8割以上と高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことの背景ともなっており、転職やキャリアアップの支援が重要である。

他方で、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に児童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、窓口体制が十分ではないため、各種支援施策が十分に活用されていない現状にある。また、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような状況に対応するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とするとともに、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、支援を必要とするひとり親を適切な支援メニューにつなげられるようにすることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、NPO法人等に委託することができる。

### 3 支援対象

支援対象は、母子家庭及び父子家庭等（配偶者の暴力により子を伴って避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。）とする。

### 4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

#### （1）就業支援専門員配置等事業

##### ア 実施方針

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、N P O 法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口に配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。

なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。

##### イ 就業支援専門員の業務

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等（①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うこと。

##### ウ 支援の目標と方法

パート・アルバイト等の不安定な就業形態のひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどによる、より好条件の就業の実現を目指とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目指とすることが想定される。

具体的には、例えば、次のような方法により、支援を行うことが想定される。

① 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握

支援対象者からの申し出による相談に応じるだけでなく、児童扶養手当や離婚の手続の際などに、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援のニーズを引き出すことにも努めること。

② 各種の就業支援策の活用

就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等）を把握した上で、それぞれの、課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせて支援を行うこと。

具体的な支援としては、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、マザーズハローワーク等の事業が考えられる。

その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等、他の機関の担当者と情報を共有し、チーム支援を積極的に行うこと。

③ 継続的な支援の実施

就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。

また、就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に応じ、フォローできるようにすること。なお、関係記録については適正に管理・保存し、個人情報の取扱いには十分留意すること。

## エ 地域の関係機関などの連携の強化

就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子

家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図ること。

また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人の拡大を目指す取組を行うことも望ましい。

#### オ ひとり親家庭への支援施策の周知

メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行う。ひとり親家庭の多くは、仕事や育児のために相談窓口を直接訪れる機会が限られていると考えられるため、このようなひとり親も相談できるようメールでの相談、相談の予約等、インターネットメディアを活用した支援施策の実施に努めること。

また、国において作成したひとり親家庭の相談窓口の愛称やロゴマークを積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口の周知を図ることにより、相談窓口へのアクセスの向上に努めること。

### （2）集中相談事業

#### ア 実施方針

支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげるためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であっても児童扶養手当の現況届の時期等に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。

このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保育所担当部局職員、教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所の職員、子育て世代包括支援センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題に対応できる集中相談体制を整えること。

#### イ 支援の目標と方法

集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられていないひとり親家庭を行政の相談窓口に繋ぐことに重点を置き、集中相談事業以後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。

#### ウ 地域の関係機関などとの連携強化

集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努めること。

### 5 就業支援専門員について

#### (1) 就業支援専門員の選定

就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリア・コンサルティングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当経験者や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考えられるが、こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を各自治体において公正に選定すること。

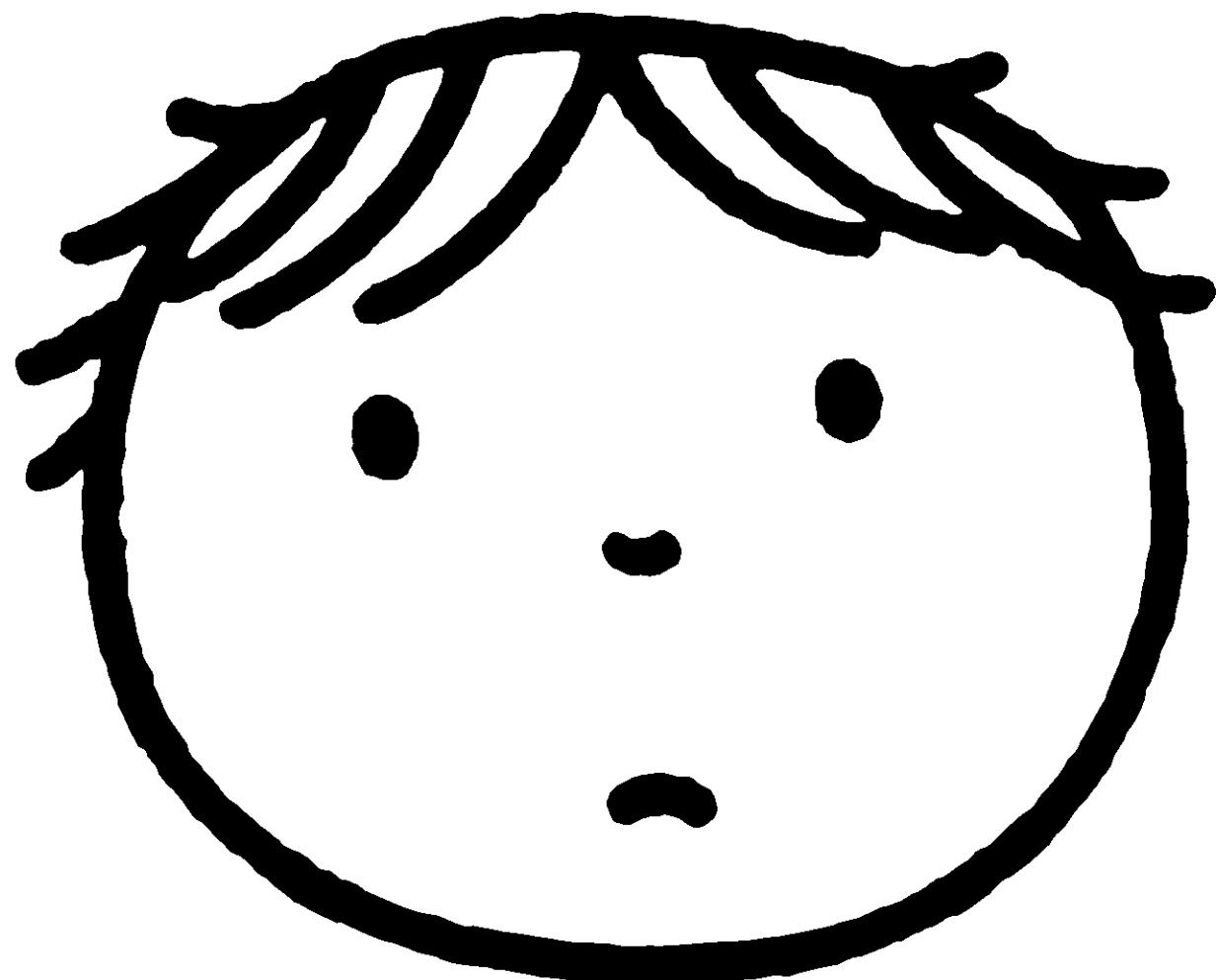
#### (2) 就業支援専門員の兼務について

就業支援専門員は専任とすることを原則とし、母子・父子自立支援員との兼務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて母子・父子自立支援プログラム策定事業のプログラム策定員や生活保護の就労支援員等との兼務は可能とするが、その場合には、それぞれの業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

### 6 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

# チャンスがあれば、チャレンジできる

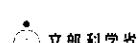


子供の貧困をなくすため、社会全体で支援の輪を広げていきましょう



夢を、貧困につぶさせない。  
子供の未来応援国民運動

子供の未来は日本の未来



Illustrations Dick Bruna © copyright Mercis bv, 1953-2016 www.milfy.com

# 学びの機会や衣食住が十分でない子供たちに 寄り添って、NPOなどの民間団体が草の根で活動しています

## 支援レポート①

### 食べ物とともに、エールを送っています

「小学生が2人いるので、お菓子を多めに入れてあげましょう」。そんな心遣いとともに、市民や企業などから寄せられた食材を箱に詰め込みます。体調を崩し、働けなくなった母親から届いた返信用はがきには「不安でいっぱいの中、温かい手紙と食材が届き、涙が止まりません。一人ではないのだと励みになります」とありました。体調が回復し、支援の必要がなくなったという報告がくると、私たちもうれしいです。

(NPO法人 フードバンク山梨／山梨県)

## 支援レポート②

### 休日、お昼ご飯が食べられない子供に

給食がない土日や夏休みは、満足に食べられない子供たち。大人の前では「もう食べた」「いらない」などと本当のことを言いません。私たちは、地域通貨が使える食堂を紹介しました。誰かのためになることをすれば地域通貨は得られます。やがて友だちと昼食を食べに来るようになり、保護者も地域通貨で昼食代を渡すようになりました。社会とのつながりをもつ経験こそが、生きていく力になるのだと思います。

(NPO法人 むらしづくりネットワーク北芝／大阪府)

## 支援レポート③

### 塾通いが難しい中高生の進学を支援

授業料も教材費用も無料の学習支援教室を、生活保護や児童扶養手当全額受給世帯の子供を対象に開いています。教育や福祉を学ぶ大学生などが兄姉感覚で、定期試験や受験のための学習方法やコツ、ノートのとり方などを教えています。(NPO法人 さいたまユースサポートネット／埼玉県)

## 支援レポート④

### ひとり親家庭の子供たちに学習会

「学ぶ楽しさ」を知らなかった子供たちも、ボランティアの大学生が1対1で教えると「自分もやればできるんだ」と気づき、終了後も勉強を続けたり、進路や将来について大学生に相談したりする姿が見られます。無事に大学に入学できた子供が「自分も困っている子供に勉強を教えたい」と、今、ボランティアに来てくれています。貧困の状況にあっても夢や希望を持って学び、社会に貢献する人材となる。私たちが目指してきたことが実を結んだ瞬間でした。

(NPO法人 キッズドア／東京都)

支援団体の活動を紹介するムービーをWEBで公開中

## 貧困の連鎖を、支援の輪で断ち切ろう！

子供の貧困を放置すると、子供一人ひとりの将来が閉ざされてしまうだけでなく、貧困の連鎖により、労働力の減少や市場の縮小、社会保障費の増加など、社会的な損失につながる懸念があります。それぞれが、できることから支援の手を差し伸べ、社会全体で支援の輪を広げていきましょう。



## 政府は対策を強化していきます



### 生活を応援

- ・子供の居場所づくり
- ・児童扶養手当の機能の拡充
- ・養育費の確保支援など



### 学びを応援

- ・教育費負担の軽減
- ・学習支援の充実など



### 仕事を応援

- ・資格の取得促進
- ・ひとり親の就労支援など



### 住まいを応援

- ・ひとり親家庭などの住居の確保支援など

## 支援の輪も広げていきます

「子供の未来応援国民運動」の公式サイトをご活用ください。

- 子供たちを支援しているNPOなどの民間団体と企業をつなぐ「団体と企業の交流」ページで交流・協働できるパートナーを見つけることができます。
- 「支援情報の検索」ページを活用して、国や自治体の支援を地域別・種類別などで検索することができます。
- 「子供の未来応援基金」に皆様からいただいた御寄付を、民間の団体が取り組む支援活動の応援などに活用していきます。

### 【御寄付の方法】

- ① クレジットカードで寄付(公式サイトからお手続き願います)
- ② 銀行振込で寄付

### 【銀行振込先】

金融機関：三菱東京UFJ銀行／本店

口座番号：普通預金／1660800

口座名：公益財団法人日本財団 子供の未来応援基金

ザイ)ニッポンザイダン コドモノミライオウエンキキン

※ 領収書の発行をご希望の方は、下記基金についてのお問合せ先までご連絡ください。

## 支援策や子供の未来応援基金への具体的な寄付の方法は

[事業全般についてのお問合せ先] 内閣府 子供の貧困対策推進室 TEL 03-6257-1438

[基金についてのお問合せ先] 日本財団 子供の未来応援基金担当 TEL 0120-553-466

子供の未来 応援



<http://www.kodomohinkon.go.jp/>

子供の未来応援民衆運動

Facebook